

(別紙)

平成24年6月22日(金) 裁決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	川崎市長	川崎市の男性	平20.12.22	気管支ぜん息 認定更新	取り消し 処分庁は、認定疾病を更新しないとの原処分を行い、原処分への異議申立てを棄却したが、原処分には誤りがあり、異議申立ての審査手続にも看過できない瑕疵があったと認められる。すなわち、処分庁側は、請求人が異議申立てに際して添付した診断書を、いわば事務的に「判断の対象外」としたが、当該診断書は認定有効期間内のもので、審査対象とすべきであった。原処分の主要な根拠として処分庁は、肺機能の1秒率が正常値であることを挙げているが、認定審査における基準は指数であり、指数には悪化が認められる。処分庁が審査から除外した診断書等からも、「認定疾病が認定有効期間満了後も継続する」と認定でき、原処分の取消は免れない。	被認定者は、昭和47年生まれ。 昭和50年、ぜん息性気管支炎として川崎市長から認定。同53年、気管支ぜん息として認定更新。以降平成20年に認定更新が否更新となるまで、認定疾病は気管支ぜん息。	(原処分に係る認定更新の際の認定審査会への諮問日) 平20.10.14	①平20.10.20 ②平20.11.7 ③平20.12.8

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	東京都世田谷区の男性	平21.12.26	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 病理組織学的な診断として、HE 染色では、上皮ないし中皮の悪性腫瘍が疑われた。免疫染色では、中皮腫の陽性マーカーのcalretinin が陰性であった。さらに、腹膜中皮腫の陰性マーカーのBer-EP4が強陽性で、未申請死亡者が女性であることから、結論として腺癌が疑われ、中皮腫とはいえない。放射線画像上も、中皮腫を示唆する所見は認められず、よって原処分を相当とする。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和10年生)の子。 未申請死亡者は、自宅壁の一部に石綿様の壁材を施工した経験がある。	平21.4.6	平21.10.26
2	独立行政法人環境再生保全機構	神奈川県相模原市の女性	平22.1.25	肺がん 認定	棄却 放射線画像の読影が重要な事案であった。処分庁は、原発性肺がんとし、肺線維化所見を認めたが、胸膜ブランク所見は認めず、不認定とした。当審査会では、食道がんの可能性が高いと判断したが、病理組織学的な資料を欠くため、肺がんの可能性も留保し、4回にわたり放射線画像を検討した。その結果、胸膜ブランクは不明であったが、肺線維化所見は認められず、仮に肺がんであったとしても、石綿起因性の肺がんとはいえないと判定した。この結論においては、処分庁と同じであり、原処分を取消す必要はない。	審査請求人は、申請中死亡者(昭和11年生)の妻。 申請中死亡者は、内装業自営の職業歴がある。	平21.6.23	平21.11.26
3	独立行政法人環境再生保全機構	岐阜県瑞浪市の男性	平22.3.4	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 病理組織学的な診断として、悪性の可能性のある異型細胞について、中皮腫の陽性マーカーが陰性であった。放射線画像上も、中皮腫及び肺がんを示唆する所見は認められず、肺線維化及び胸膜ブランクもなかった。以上から、中皮腫ではないとした原処分は相当と認められる。	審査請求人は、未申請死亡者(大正9年生)の子。	平21.7.29	平22.1.27
4	独立行政法人環境再生保全機構	大阪市の女性	平22.3.14	中皮腫 特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の支給	棄却 本件の病理組織学的な診断は、細胞診標本に限られたが、悪性細胞を認めず、陰性であり、中皮腫を含めて悪性腫瘍を示唆する所見も認められなかった。放射線画像上、胸膜ブランク及び肺線維化所見はなく、仮に肺がんとしても、石綿による肺がんとも判定できない。よって、原処分は相当であり、取り消す理由はない。	審査請求人は、未申請死亡者(昭和6年生)の妻。	平21.5.29	平22.1.27
5	独立行政法人環境再生保全機構	川崎市の女性	平24.1.22	中皮腫 認定	却下 本件審査請求は、法定審査請求期間(60日)を過ぎており、遅延理由についても、「やむをえない理由」に該当するものとは認められない。よって、審査請求を却下する。	審査請求人は、申請中死亡者(昭和15年生)の妻。	平23.7.8	平23.10.27